# 一般社団法人日本データベース学会代議員選出規程

2021 年 10 月 4 日制定

(目的)
第 1 条 この規程は, 本会の定款に規定される代議員の選出方法を定めるものである.

(代議員の構成)
第 2 条 代議員は, 第 3 条の候補者の中から, 正会員及び維持会員による選挙で選出された者をもって構成する.

(代議員候補者の決定)
第 3 条 代議員候補者は, 本会の各種事業等について推進的役割を持つ, 正会員及び維持会員の中から, 次の基準により, 本人の承諾を得たうえで 12 月末までに決定する.
(1) 現役員
(2) 常置委員会等の委員長及び副委員長
(3) 退任後 2 年以内の前役員
(4) その他理事会が推薦する者
2. 代議員候補者は, 前項のほか, 毎年 9 月 1 日現在, 正会員あるいは維持会員として 5 年以上在籍する会員で, 正会員あるは維持会員の推薦者 5 名を付して代議員になることを申し出た者とする. 本項による代議員候補者の募集は 10 月の会告に掲載する.

(代議員候補者の公示)
第 4 条 前条による代議員候補者は, その氏名, 所属機関を 2 月に公示する.

(代議員資格の取得・選任)
第 5 条 前条により公示された代議員候補者に対して, 2 月に, 正会員, 維持会員による選挙を行い, 適任と認める票を有効投票の過半数獲得した者で, 適任と認める得票数の多い順に定員枠(定款第 6 条第 2 項)に入る最大の人数の者を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員に選出されたものとする.
2. 選挙における投票は無記名とする.
3. 開票には, 監事または監事の指名する理事以外の正員あるいは維持会員, あるいは事務局員の立会いを要する.
4. 選出された代議員の氏名, 所属機関は 4 月に公示する.

(代議員の任期)
第 6 条 代議員の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする. なお, 任期中に定款のいずれかの事由によって会員資格を喪失した場合, 代議員の資格は喪失する.

(規程の改廃)
第 7 条 この規程の改廃は, 理事会の決議により実施する.

附則
1. 本会設立後 5 年を経るまでの間, 第 3 条第 2 項の在籍期間は適用せず, 理事会の定めるところとする.
2. 本規程は 2021 年 10 月 4 日より施行する.